

## 判例評釈

## 議決権拘束契約の履行強制の効力

—東京高判令和二・一・一二二—

金判一五九二号八頁—

VU THI LINH CHI

## 【事案の概要】

(一) 昭和二三年、ビル(以下「旧ビル」という)の敷地を所有するA(X1の父、X2の祖父(P家)、旧ビルの借地権で出資)、B(Y曾祖父(Q家)、建築資金で出資)とC(旧ビルのテナント、資金で出資)は、旧ビルを経営するI株式会社を設立した。発行済株式総数六万株の内、A・B・Cはそれぞれおよそ三分の一を保有するようになった(その他の五名がわずかに二〇〇株を保有する)。当初は、A・Bが取締役を選任された。その後Bが死亡し、D(Bの孫、Yの父)がBの後任取締役として選任された。

(二) 昭和四七年に、A・B・Cは、新ビル建て替えに関する契約を締結した。そこには、「I株式会社は本年五月迄に取締役を改選し、A・D・E(Cの代理人)の三名を新取締役に選任する。我々は今後、I株式会社の取締役は我々三名(その指

名された者を含む)を互選する事に定めた」という合意(以下「本件合意」という)があった。本件合意に沿ってA・D・Eが取締役に選任された。昭和五五年に、CがEに替えてFの取締役選任を希望したが、実現されなかった。Fの取締役選任が実現したのは平成八年のことであった。昭和五七年に、株式併合を行い、発行済株式総数が六万株から三〇〇株となった。

(三) 平成二六年に、Cの保有株式の全部がQ家側に譲渡された。その結果、発行済株式総数のうち、P家側が三分の一、Q家側が三分の二を握るようになった。Aが死亡した後、平成二五年三月にAの後任取締役として、X1が取締役に選任された。しかし、平成二六年六月の臨時株主総会から、X1が取締役に選任されなくなった。平成二六年二月に、DはY(Dの長女)にI社の株式七九株を信託譲渡した。X1が七一株、X2が二九株を相続した。

(四) I社においては、長年の間、株主に対する配当を全く行わず、役員報酬により利益の分配が行われた。そこで、P家側は、配当によっても、役員報酬によっても、I社の利益の分配を受けられなくなった。X1・X2がYに対して、本件合意に基づいて、I社の株主総会において、今後、X1を取締役に選任する議案が提案される場合には、同議案に賛成する旨の意思表示を求めて訴えた。

(五) 原判決(東京地裁令和元年五月一七日金判一五六九号三

三頁)は、本件合意は法的拘束力こそ認められるものの、暫定的な合意であり、合意から長期間経過した後においても法的拘束力を有するものではないと判断して、X1・X2の請求を棄却した。X1・X2は控訴した。

## 【判旨】 控訴棄却。

### I. 株主間契約の効力の判断方法

「：個別の株主契約間ごとに、：契約当事者たる株主の合理的意思を探求し、当事者双方が法的効力を発生させる意思を有していたか、法的効力を伴わない紳士協定的なものとする意思を有していたにすぎないか、法的効力を発生させる意思を有していた場合における効力内容・程度（損害賠償請求ができるにとどまるか、契約に沿った議決権行使の履行強制ができるか、契約に沿わない議決権行使により成立した株主総会決議の決議取消理由を肯定するか、契約終期など）について、契約当事者の意思を事実認定した上で、当事者の主張する法的効果が肯定できるかどうかを判断していくことになる。」

### II. 結論

「株主間契約である昭和四七年合意について、その契約当事者に強い法的効力（契約に沿った議決権行使の履行強制をすることができ）を付与する意思があったことを基礎付ける間接

事実、非常に乏しいというほかはない。他方において、契約当事者には強い法的効力（契約に沿った議決権行使の履行強制をすることができる）を付与する意識がなかったことを基礎付ける間接事実、非常に豊富である。

：総合すると、昭和四七年合意：の契約当事者の意思は、法的効力を付与するものではなく、次の直近の定時株主総会：における取締役選任議案についての議決権行使内容を、事実上、事前に確認するものであったという事実を認定するのが、無理のないところである。取締役選任合意に何らかの法的効力を付与する意思があったという事実を認定することは困難である。

まして、将来に向かって、昭和四七年五月より後に開催される株主総会についても、強い法的効力（契約に沿った議決権行使の履行強制をすることができ）を付与する意思があったという事実を認定するには、無理があるというほかない。

また、仮に契約当事者において昭和四七年合意：に何らかの法的効力を付与する意思があったとしても、その契約当事者の意思は、特定人たる取締役候補者又は自然人たる契約当事者に相続が発生した場合においては、合意の法的効力は消滅するといふものであったと推認するのが、無理のないところである。

そして、：特定人たる取締役候補者及び自然人たる契約当事者の全員が死亡し、相続が発生している。したがって、仮に何らかの法的効力を付与する意思があったとしても、合意の法的効

力は既に消滅していることになる。

そうすると、昭和四十七年合意に基づき合意に沿った議決権行使の履行強制を求める第一審原告らの請求は、理由がないことに帰する。」

### 【研究】

#### 一・本判決の意義

本判決は、取締役選任の議決権行使に係る株主間合意（以下、「議決権拘束契約」とする）の履行強制の可否が問題となった事件である。本判決は、一見すると、議決権拘束契約は法的効力を付与するものではないと判断した判決と捉えられる。だが、本判決では、契約内容及び目的や、契約当事者の属性、契約当時の学説などの要素によって判断し、契約当事者には履行強制の効力（本判決は「強法的効力」という）を付与する意思がなかったと判断されている。この判断は、法的効力一般を否定したのではなく、履行強制の効力のみを否定したに過ぎないと理解できる。

このような理解からすれば、本判決と第一審判決は、結論は同じであるものの、その理由付けに異なる点がある。第一審は、合意から長期間経過したことと株主間契約の効力が消滅したと判断したものの、消滅するまでの間、本件議決権拘束契約は暫定的合意であるとして法的効力を認めた。これに対して、本判

決は議決権拘束契約の法的効力一般については判示していないものの、履行強制の効力について契約締結時から否定している。第一審の認めた「法的効力」が損害賠償請求権を基礎づける効力のみならず履行強制の効力まで含むとすれば、両判決には差異がある。

#### 二・従来の下級審裁判例の動向

従来、議決権拘束契約をめぐる裁判例はあまり公表されることはなかった。従来の見解は、以下の三件に言及するものが多い。

第一に、東京地判昭和五六・六・一二（判時一〇二三号一六頁）は、経営権を巡って、X Yが一名ずつ代表取締役に出るといふ裁判外の和解がなされたが、一五年後、Xが取締役を選任されなかったため、Yに対して損害賠償を請求した事案である。判決では、本合意が何らの書面も作成されなかったため、「これはせいぜい、いわゆる紳士協定といわれるものではないか」とし、仮に法的義務があったとしても、内紛発生時に、暫定的な義務を定めたにすぎないとした。さらに、当時の商法において、取締役の任期が二年を超えないものと定められていることから、合意後一五年を経て本合意の法的拘束力は認めないとした。

第二に、東京高判平成一二・五・三〇（判時一七五〇号一六

九頁。第一審である東京地判平成一一・一〇・一二(判時一七五〇号一七五頁)は、ともに会社の代表取締役であるXYの間に、議決権拘束契約を締結したが、Yが違反したとして、XがYに対して損害賠償を請求した事案である。第一審は、株主總會ないし取締役会は、会社の経営の効率性と健全性を確保するために、会社の機関の役割を法定し専管事項としている制度である。このような株式会社の根幹にかかわる制度を無視して、会社を私物化する合意は、商法で定めた会社法制度を否定するものであるとして、法的拘束力を否定した。これに対して、控訴審は、株主がどのように議決権を行使するかは株主の自由であり、何らこれを不当視すべきものではなく、これが商法の精神にもとるものともいえないと判示し、議決権拘束契約が有効と判断した。しかしながら、契約の拘束期間は長くても一〇年間であるとして、合意後一八年を経て本合意の法的拘束力が失うとしたと判断された。

第三に、名古屋地決平成一九・一一・一二(金判一三一九号五〇頁)は、XYが株式譲渡を禁じる株主間契約を締結したため、XはYに対して、Yが株主總會における株式交換提案に賛成する議決権行使の差止を請求された事案である。裁判所は、議決権拘束契約が有効であることを認めたが、議決権拘束契約に基づく議決権行使の差止めは原則として認めなかった。その理由は、契約の当事者以外の株主にも及ぶことと、法的安定性

を害するおそれがあるからである。そして、次の二つの要件を充たせば、議決権行使の差止めを認める。①株主全員が当事者である議決権拘束契約であること、②契約内容が明確であること。

上記の判例を整理すると、取締役選任に関する議決権拘束契約の効力を否定する論拠は次の通りである。①「紳士協定」といわれ、書面をされていない(第一の判決)、②議決権拘束契約の本質は暫定的なものに過ぎない(第一の判決)、③取締役の任期二年を超えることができない(第一の判決)、④会社法に基づき取締役の選任は株主總會の権限(第二の第一審判決)、⑤契約の拘束期間一〇年を超えることができない(第二の控訴審判決)。これに対して、議決権拘束契約の効力を肯定する論拠は次の通りである。(i)株主がどのように議決権を行使するかは株主の自由である(第二の控訴審判決)、(ii)株主全員が議決権拘束契約の当事者である場合(第三の判決)、(iii)契約内容が明確である(第三の判決)。

従来の裁判例は、議決権拘束契約の法的効力の有無について一般的・抽象的な原則や一律に判断していない。個々の具体的な事案によって法的効力の有無を検討するという判断枠組が採用されていると考えられる。また、「法的効力」と「履行強制」の概念を分けず、同一のものと考えている模様である。

### 三、従来の学説状況

学説においても、議決権拘束契約の効力について様々な見解が存在している。以下のように、四つの見解を整理する。

第一に、議決権拘束契約を無効とする見解であり、当初は有力であった。その無効の大きな理由は二つに分けられる。一つは、議決権の本質から説明する理由である。すなわち、議決権は、一身専属的な人格権であり、他人の支配または影響の下におかれずに行使されるべきで、契約自由の領域外に立つものである。議決権拘束契約は契約自由の原則の濫用にあたる。そのため、議決権拘束契約は議決権の人格権的性質に反するものとして無効である。<sup>①</sup> もう一つは、株主総会の決議の本質から説明する理由である。すなわち、株主総会の決議は、各株主が各場合において、自由に自分の意思を表示し、その多数決によって判断されるものである。つまり、拘束される意思に基づく作られた決議は、会社の最高意思である株主総会の決議の性質を反映できない。そのため、議決権拘束契約は会社法の理念に反し、善良の風俗に反するものと言わなければならないとされている。<sup>②</sup>

第二に、議決権拘束契約は有効であるとしながら、契約違反の際に、損害賠償の効力を肯定し、履行強制の効力を否定する見解である。まず、契約自体が有効とされた理由は、株主の議決権行使の自由の範囲が拡大するように理解されたからである。すなわち、株主が予めその議決権行使方法を決定しておくこと

までは株主の議決権行使の自由に含まれる。また、日本法で認められている代理行使（現会社法三一〇条〔平成一七年改正前商法二二九条〕）の場合の議決権行使の勧誘への賛否記載と議決権拘束契約とで区別する理由はないからである。<sup>③</sup> そのため、予めなされた約束と異なった方法で議決権を行使した違反者は損害賠償の義務を負う。一方、議決権拘束契約の履行強制を認めない理由は、株主の議決権行使には株主の任意性が尊重され、株主総会の意思決定に対して外部的強制力をもって干渉すべきではないからである。<sup>④</sup>

第三に、議決権拘束契約の有効を認め、履行強制を一定の条件の下でのみ認める見解である。この見解は、議決権拘束契約の強制は、あくまで契約当事者たる株主に対するものに過ぎないのだから、履行強制を認めてよい。ただし、履行強制を認めるには、要件として全株主が契約当事者になっていることを要求する。その理由は、一部の株主のみによる議決権拘束契約について履行強制可能性を肯定すると、相互に矛盾する複数の議決権拘束契約が締結されている場合の処理に困難が生ずるからである。<sup>⑤</sup>

第四に、議決権拘束契約を有効であり、かつ、履行強制も認める、さらに、全株主が当該契約の当事者になる場合、契約違反の議決権行使により成立した総会決議に決議取消事由も認める見解である。まず、履行強制が認める理由は株主が任意で議決

権拘束契約を締結した以上、民法の原則に基づき債務の履行を強制されたとしても、それは契約締結の当然の結果である。何ら株主の自由意思に反するものではないからである。また、全株主が議決権拘束契約の当事者になる必要という要件に対して次のように批判する。矛盾する契約が結ばれる可能性があるからといって、何ら矛盾する契約が結ばれていないときも含めて、履行強制を一般的に否定するという議論は説得力を欠く。そもそもわが国の契約法（債権法）上、矛盾する契約を締結する（当事者が矛盾する債務を負担する）ことは背理でも何でもなく、その場合の法的処理に困難を来すこともないからである<sup>①</sup>。さらに、全株主を当事者とする議決権拘束契約に違反する場合、定款に違反した場合に準じて、総会決議無効事由（当時）と認められるべきである<sup>②</sup>。

上記の学説の流れを要約すると、当初、議決権拘束契約は無効であるという見解が有力であった。しかし、その後、議決権拘束契約を一律に無効とするのではなく、当事者間の債権契約として有効であるとする見解が有力となった。だが、議決権拘束契約が有効であったとしても、どのような効力を認めるのかについて争いがある。議決権拘束契約に違反した議決権行使に対して、損害賠償請求ができるだけなのか。それとも、契約に基づく議決権行使の履行強制ができるのか。あるいは、契約違反の議決権行使により成立した総会決議に決議取消事由があるのか。

#### 四．判旨の評価

議決権拘束契約に基づく請求を否定した従来の裁判例は、法的効力を否定することで、損害賠償請求権や履行強制、契約違反の議決権行使により成立した総会決議の決議取消請求権等は当然に発生しないと判断されてきた。つまり、今までは履行強制のみを取り上げて否定した裁判例はなかった。本判決も「取締役選任合意に何らかの法的効力を付与する意思があったという事実を認定することは困難である」と述べているので法的効力を否定した判決と読める。しかし、実際は履行強制の効力を否定したにすぎないのではないかと思われる。

そこで、まず、(一) 本判決及び本稿の用語法の意味を確認する。次は(二) 本判決において否定された「法的効力」とはどのような意味なのかを分析する。最後に、(三) 第一審判決及び先行裁判例と比較する。

##### (一) 本判決の用語法について

「法的効力」の有無とは、一般には、契約が有効か無効かという問題である。三、で述べたように議決権拘束契約が有効であっても、ケースバイケースで法的効果は異なる。損害賠償請求が認められる場合、履行強制が認められる場合、契約違反の議決権行使によって成立した総会決議に取消事由が認められる場合がある。

本判決のいう「強い法的効力」とは直後の括弧によって「(契約に沿った議決権行使の履行強制をすることができる)」と説明されている。つまり、学説における履行強制と同じ意味である。また、本判決には出てこない用語であるが、履行強制のほかに、同じ強い法的効力にも、契約違反の議決権行使により成立した総会決議に決議取消をすることができることを意味する場合もある。これを決議取消原因的効力と呼ぶことにする。これに対して、強い法的効力の以外のもの、具体的には損害賠償請求の根拠となる効力を本稿では「弱い法的効力」と呼ぶ。

このように本判決も用いる「法的効力」という言葉には「強い法的効力」のみならず、「弱い法的効力」のみを有する場合もありうる。それでは本判決が否定した「法的効力」とはいかなる意味なのか。以下、考察する。

## (二) 本判決が否定した「法的効力」の意味について

本稿では、本判決は、弱い法的効力を含む法的効力一般を否定したのではなく、履行強制を否定したに過ぎないと解している。以下、その根拠を述べる。

- a. 間接事実による当事者の強い法的効力を付与する意思がなかったことの認定

本判決は、間接事実をもとに、当事者の意思に履行強制を認

める内容が含まれていないという当事者の意思の認定を理由に履行強制を否定した。仮に「法的効力」一般を否定するのであれば、当事者には「法的効力」を付与する意思がないことを認定することになるのではなからうか。裁判所は、わざわざ当事者の「強い法的効力」の意思まで細かく検討している。このことから、議決権拘束契約の強い法的効力の有無を問題にしていくと理解することができる。

当事者は、「強い法的効力」を望む場合もあれば「弱い法的効力」を望む場合もある。常に強い法的効力を望むわけではない。契約においては、当事者の意思(事実的な意思)を尊重するのが原則である。このような理解に基づいて本判決は契約当事者の意思を明らかにするという手法を採用したものである。すなわち、株主間契約に強い法的効力が認められるか否かは、当事者に強い法的効力のある合意として扱う意思があったか否かが基準となる。

本判決の判旨「II. 結論」では、事実認定の最終的な評価として、当事者は履行強制の効力を付与する意思を有していなかったことを認定している。この判断は、当事者に履行強制の効力を付与する意思がなかったという事実を、間接事実から認定して、本件合意に基づく履行強制を否定したものと理解できる。これに対して、弱い法的効力や決議取消原因的効力については否定されていない。

本稿の様な理解に対して、本判決は法的効力一般を否定したものと理解する向きもあるかもしれない。本判決では次のような判示もなされた。「…本件合意…も、特段の事情のない限り、株主間契約の契約当事者は、強い法的効力…を付与する意思を有していなかったか、次の直近の株主総会に限り強い法的効力…を付与する意思を有していたか、あるいは何らかの法的効力を付与する意思を全く有しておらず、次の直近の株主総会における各株主の議決権行使の内容を事前に事実上確認するだけのものにすぎなかったとみるのが自然である」や、「P家側…もQ家側も、昭和四十七年合意について、次の直近の定時株主総会…における法的効力又は事実上の効力とはかく、将来の事業年度の株主総会における法的効力を付与する意思を有していなかったことを基礎付ける間接事実である」などである。これらは、将来の株主総会における法的効力一般がないと理解できる判示である。

しかし、本判決の判旨では、次のような判示もなされている。すなわち、議決権拘束契約の締結時期における学説や会社実務を検討して、当事者に株主間契約をめぐる法的状況の十分な知識が足りないため、「合意の当事者は、強い法的効力（契約に沿った議決権行使の履行強制をすることができる）を付与する意思を有していなかったことを基礎付ける間接事実となる」と判断した。この認定と判旨の「I. 株主間契約の効力の判断方

法」とを合わせると、強い法的効力を付与する意思があったとはいえないと認定しているように理解できる。

結局、本判決からは、法的効力一般を否定するか、履行強制を否定するか不明確である。だが、事実認定の最終的な評価をした判旨II. は、あくまで履行強制的効力を基礎づける事実の有無のみを問題としている。結論部分では、決議取消原因的効力や弱い法的効力を付与する意思がなかったことは認定していない。そのため、同じく結論部分では「契約当事者の意思は、法的効力を付与するものではない」と判示しているものの、決議取消原因的効力や弱い法的効力を含めた法的効力一般を否定したという結論を示したものと理解するには根拠が足りないといふべきである。

#### b. 傍論の背後にある価値判断と最後の結論

また、本判決は傍論として、仮に、本件合意に何らかの法的効力が認められるとしても、すでに消滅したと判示している。このような傍論は、本判決が、議決権拘束契約の法的効力の全てを否定したと判断することへ躊躇がうかがえる。

さらに、判決の「II. 結論」の最後の部分において、「そうすると、昭和四十七年合意に基づき合意に沿った議決権行使の履行強制を求める第一審原告らの請求は、理由がないことに帰する」が判示されている。この箇所からは、否定しているのは履

行強制であって、法的効力一般ではない。

(三) 第一審判決及び先行裁判例と比較

a. 第一審判決との比較

第一審判決は、本件合意は「暫定的な合意にすぎない」と判示し、本件合意の法的効力自体は認められた。法的効力の全てを否定しなかった点で、本判決と共通する。しかし、差異もある。

第一審は一定の時期までの法的効力を認めつつ、長期間経過したことで法的効力が消滅したと判示した。これに対して、本判決は、履行強制の効力を契約締結時から否定したものと理解するべきである。なお、本判決の傍論は、一定の時期までの効力を否定しないというものであり、第一審の構成に近いといえる。

b. 先行裁判例との比較

東京地判昭和五六・六・一二は、株主間契約を「紳士協定」と見なして、合意自体の効力を認めなかった。これは、法的効力の全てを否定した判決と理解することができる。履行強制的効力を否定したに過ぎない本判決とは、異なる法律構成を採用した。これは、東京地判昭和五六・六・一二において、「紳士協定」を判断された根拠の一つは合意が書面化されていないからであった。本件では、合意が書面になっている点で事実が異なる。

東京地判昭和五六・六・一二は、傍論として、仮に法的効力があるとしても、暫定的な義務を定めるに過ぎず、内紛発生時のみ効力を有するものとした。これは本判決の傍論や第一審判決と同じ法律構成である。東京高判平成一二・五・三〇も、一〇年で議決権拘束契約の効力が消滅するとしており、同じ法律構成と言える。

これに対して、東京地判平成一一・一〇・一二は、取締役選任に関する会社法上の権限分配ルールに違反することを理由に、合意を無効とした。これは、履行強制の効力のみを否定した本判決とは異なる理解といえる。しかし、書面もあるのに合意の効力の全てを否定したのは同東京地判平成一一・一〇・一二のみである。しかも同判決は控訴審（東京高判平成一二・五・三〇）では、一〇年で効力が消滅したという法律構成に書き換えられている。例外的な判示とみるべきである。

本判決の履行強制の効力のみを否定するという法律構成は、従来の下級審裁判例にはなく、新しいものであった。ただし、一部の学説には見られていた議論である。しかし、本判決は、学説と異なり、議決権拘束契約だからといって一律に履行強制を否定したわけではない。当事者の意思の認定という手法を用いて履行強制を否定した点で、学説とは異なる。事実によって異なる結論を導き出す手法として妥当であると解される。

(1) 松田二郎『株式会社の基礎理論』(岩波書店、一九四二年) 六六四～六六六頁。 誌二二〇卷二二号三三頁。

(2) 大隅健一郎『企業合同法の研究』(弘文堂書房、一九三五年) 一七四頁、青木定行『取締役解任論』(財界之指針、一九五四年) 四一～四二頁。

(3) 菱田政宏『株主の議決権行使と会社支配』(酒井書店、一九六〇年) 一五四頁。

(4) 菱田政宏・前掲注(3) 一五八頁、宍戸善一『株式会社の強行法規性と株主による会社組織設計の可能性』(商事法務一四〇二号一九九五年) 三二頁。

(5) 森田果「株主間契約(6完)」(二〇〇四年) 法学協会雑誌二二二卷一号一六頁・二四頁。

(6) 浜田道代『アメリカ閉鎖会社法―その展開と現状および日本法への提言』(商事法務研究会、一九七四年) 三〇七～三〇八頁。

(7) 田中巨「議決権拘束契約についての一考察」岩原紳作Ⅱ山下友信Ⅱ神田秀樹編代『会社・金融・法(上)』(商事法務、二〇一三年) 二四二項。

(8) 浜田道代・前掲注(6) 三〇九頁。当時の昭和十三年改正商法二五二条は総会決議の内容の定款違反を決議無効事由としていた。

(9) 森田果「株主間契約(5完)」(二〇〇三年) 法学協会雑誌